

## 第2章 教育課程の編成及び実施に当たって

### I 総 則

#### 1 教育課程編成の一般方針

知・徳・体の調和のとれた育成

#### 各 学 校

生徒の人間として調和のとれた育成をめざし、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成・実施すること。

#### ● 教育課程編成の原則

第1款の1

- 生きる力をはぐくむこと。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めること。 → 「学校教育法第30条」学力の三つの要素
- その際、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

#### ● 道德教育

第1款の2

- 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこと。
- 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中で生かすこと。
- 豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成すること。

#### ● 体育・健康に関する指導

第1款の3

- 学校における「食育の推進」「体力の向上に関する指導」「安全に関する指導」「心身の健康の保持増進に関する指導」を通して、日常生活において体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

#### ● 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導

第1款の4

- 地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うこと。 → (望ましい勤労観、職業観の育成) 社会奉仕の精神の涵養

## 2 各教科・科目及び単位数等

第2款の1～5

- 卒業までに履修させる単位数は、74単位以上とすること。  
※単位：1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることが標準（通信制課程は別の定めによる。）。
- 付表（P86～P90）に掲げる各教科・科目等及びそれぞれの標準単位数を踏まえ、履修させる各教科・科目等及びその単位数を適切に定めること。
- 特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定教科・科目を設けることができること。

## 3 各教科・科目の履修等

 必履修教科・科目（付表（P90）表3を参照）

第3款の1

- 「国語総合（4単位）」、「数学Ⅰ（3単位）」及び「コミュニケーション英語Ⅰ（3単位）」をすべての生徒が履修する共通必履修科目とすること。  
➡ 特に必要がある場合は、2単位まで減単が可能。
- その他の必履修教科・科目も、特に必要がある場合には、減単が可能。

**【特に必要がある場合の例】** ※ 事前に県教委に相談のこと

- ① 生徒の能力・適性、進路等の実態を踏まえ、特に必履修教科・科目に加え、専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において、多様な選択履修を可能とする必要がある場合。
- ② 専門学科以外の学科においても、生徒の能力・適性、進路等の実態を踏まえ、教育的な配慮に基づいた判断として、例えば、生徒の実態等を踏まえ、単位を少なくして配当しても当該科目の目標の実現が可能であると判断できる場合など。

**【減単する場合の配慮事項】**

・当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提。

[例]

- ① 「国語総合」では、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕のすべてを取り扱うことが必要。また、内容の取扱いに示す「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の授業時数の目安については減じる単位数に応じた時数を配当することなどについての配慮も必要。
- ② 「数学Ⅰ」では「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの分析」及び〔課題学習〕のすべてを取り扱うことが必要。
- ③ 「コミュニケーション英語Ⅰ」では「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能をバランスよく指導するとともに、言語材料についても適切に取り扱うことに配慮が必要。



## 総合的な学習の時間

第3款の1・2

- すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、3単位を下らないこと。特に必要がある場合には、2単位とすることが可能。

### 【特に必要がある場合とは】

- ① 各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられる。
- ② かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難である。

※ 減単に当たっては、事前に県教委に相談するとともに、減単に関する願・年間指導計画等を提出すること。

- 職業教育を主とする専門学科においては、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

### 【代替する場合の留意事項】

「同様の成果が期待できる場合」においてのみ適用できる規定であり、総合的な学習の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できるものでなければ代替できない。具体的には、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等をめざした学習活動については、総合的な学習の時間としてふさわしくない。

※ 代替に当たっては、代替届を提出すること。



## 専門学科における各教科・科目の履修

第3款の2

- 専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、25単位を下らないこと。



## 総合学科における各教科・科目の履修等

第3款の3

- 「産業社会と人間（2～4単位）」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させること。
- 単位制による課程を原則とすること。
- 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。

#### 4 各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

##### 授業時数の運用等について一層の弾力化

#### ● 全日制の課程における年間授業週数

第4款の1

- 35週以上にわたって行うことを標準とすること。
- 必要がある場合は，特定の学期又は期間に行うことが可能。  
→ 夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定することが可能。【参照：平成22年2月22日付け平21教高第3284号「県立学校における長期休業日の変更の取扱いについて」】

#### ● 全日制の課程における週当たり授業時数

第4款の2

- 30単位時間を標準とすること。必要がある場合には増加することが可能。

#### ● 定時制の課程における週当たり授業時数等

第4款の3

- 生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して適切に定めること。

#### ● ホームルーム活動の授業時数

第4款の4

- 原則として年間35単位時間以上とすること。

#### ● 生徒会活動及び学校行事の授業時数

第4款の5

- 学校の実態に応じて，適切な授業時数を充てること。

#### ● 定時制の課程におけるホームルーム活動等の授業時数の取扱いに関する特例

第4款の6

- 特別の事情がある場合には，ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ，又は，ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことが可能。

#### ● 授業の1単位時間の運用

第4款の7

- 授業の1単位時間は，各教科・科目等の授業時数を確保しつつ，生徒の実態及び各教科・科目の特質を考慮して適切に定めること。
- 10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において，**一定の要件**の下で，その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることが可能。

**一定の要件** → 当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているとき

**【例】**

10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該の10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会う場合など。

※ 10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合は、実施届及び年間指導計画を提出すること。



**総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替**

**第4款の8**

- 総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることが可能。

**5**

**教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項**



**選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成**

**第5款の1**

- 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにすること。

**【具体的配慮事項】**

- ・多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修できるようにすること。
- ・教育課程の類型を設け、いずれかの類型を履修させる場合でも、当該類型以外の各教科・科目を履修させたり、自由に選択履修できる各教科・科目を設けたりすること。



**各教科・科目等の内容等の取扱い**

**第5款の2**

- 学習指導要領第2章（各学科に共通する各教科）以下に示していない事項を加えて指導することが可能。
- 必要がある場合には、第2章以下に示す内容の取扱い（内容の範囲や程度等を示す事項）にかかわらず指導することが可能。

**【留意事項】**

- ・各教科・科目等の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと。
- ・生徒の負担過重にならないこと。
- 第2章以下に示す各教科・科目等の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので適切に工夫すること。
- あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することが可能。
- 特に必要がある場合、第2章、第3章に示す各教科・科目の内容に関する事項について、目標の趣旨を損なわない範囲内で、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することが可能。

## 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

### 第5款の3

- 学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成すること。
  - ・各教科・科目等の相互の関連を図り、発展的、系統的に指導すること。
  - ・各事項のまとめ方、重点の置き方に適切な工夫を加えること。
  - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

#### 【具体的な工夫例】

- ① 高等学校における各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設ける。
- ② 必履修教科・科目について単位を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容の確実な習得を図ることができるよう丁寧な指導を行う。
- ③ 必履修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させる。

#### ・道徳教育の全体計画の作成

全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の全体計画を作成すること。

## 職業教育に関して配慮すべき事項

### 第5款の4

- 普通科においては、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮すること。
- 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮すること。
  - ・職業に関する各教科・科目では、実験・実習の時数を十分確保すること。
  - ・生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするための特別な配慮が必要である場合があること。
- 就業体験の機会の確保
  - ・キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図ること。
- 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮すること。
  - ・就業体験をもって実習に替えることができること。
  - ・農業、水産、家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。
  - ・定時制・通信制の生徒が、履修する職業に関する各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合、その実務等をもって当該教科・科目の履修の一部に替えることができること。

## 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

### 第5款の5

- ① 生徒の言語活動の充実【5の(1)】
  - ・基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視すること。
  - ・言語環境を整え、言語活動を充実すること。

→ 生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむこと。

- ② 生徒の特性等の伸長とガイダンスの機能の充実【5の(2)】
  - ・個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。
  - ・ガイダンスの機能の充実を図ること。

- ③ 生徒指導の充実【5の(3)】
- ・教師と生徒の信頼関係，生徒相互の好ましい人間関係を育てること。
  - ・生徒理解を深め，生徒が主体的に判断，行動し積極的に自己を生かしていくことができるようにすること。
- ④ キャリア教育の推進【5の(4)】
- ・学校の教育活動全体を通じ，計画的，組織的な進路指導を行うこと。
  - ➡ 自己の在り方生き方を考え，主体的に進路を選択することができるようにすること。
- ⑤ 見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動の重視【5の(5)】
- ⑥ 指導体制の確立及び個に応じた指導の充実【5の(6)】
- ・教師の連携協力を密にするなど指導体制を確立すること。
  - ・学校や生徒の実態に応じ，指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実を図ること。
- 【工夫改善の例】
- （個別指導，グループ別指導，繰り返し指導，教師間の協力的な指導，生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級編成等）
- ⑦ 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項【5の(7)】
- ・義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど，指導内容や指導方法を工夫すること。
- ⑧ 障害のある生徒の指導における配慮事項【5の(8)】
- ・特別支援学校等の助言又は援助を活用し，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。
- ⑨ 海外から帰国した生徒などの指導【5の(9)】
- ・学校生活への適応を図るとともに，外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。
- ⑩ コンピュータ等の教材・教具の活用【5の(10)】
- ・情報モラルを身に付け，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的，主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。
- ⑪ 学校図書館の利活用【5の(11)】
- ・学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，生徒の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- ⑫ 指導の評価と改善【5の(12)】
- ・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに，指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすこと。
- ⑬ 部活動の意義と留意点等【5の(13)】
- ・教育課程との関連が図られるように留意すること。
- ⑭ 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流【5の(14)】
- ・地域や学校の実態等に応じ，家庭や地域社会との連携を深めること。
  - ・高校間や中学校，特別支援学校，大学等との連携や交流を図ること。
  - ・障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

## 6 単位の修得及び卒業の認定

### 第6款の1

#### ○単位の修得の認定

- ・指導計画に従って、各教科・科目、総合的な学習の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できる場合、単位の修得を認定しなければならないこと。
- ・生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、原則として、各年次ごとに履修した単位の修得を認定すること。
- ・単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができること。

### 第6款の2

#### ○卒業までに修得させる単位数

- ・卒業までに修得させる単位数（74単位以上）を修得した者で、特別活動の成果が目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。
- ・普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定教科・科目に係る修得単位数は、20単位を超えないこと。

### 第6款の3

#### ○各学年の課程の修了の認定

単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮すること。

## 7 通信制の課程における教育課程の特例

### ● 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

#### 第7款の1

1単位につき、別表（学習指導要領P24）のとおりとすること。

### ● 総合的な学習の時間の添削指導の回数等

#### 第7款の2

- ・添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、学習活動に応じ適切に定めること。

### ● 面接指導の授業の1単位時間

#### 第7款の3

- 各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めること。

### ● ラジオ・テレビ放送その他のメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

#### 第7款の4

- 報告課題の作成等により、その成果が満足できる場合、免除できる。  
条件：各教科・科目の面接指導の時間数等のうち、各メディアごとに、それぞれ10分の6以内の時間数を免除することが可能。ただし、免除する時間は、合わせて、10分の8を超えないこと。

### ● 特別活動の指導時数

#### 第7款の5

- ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導すること。
- 特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができること。

## II 授業改善及び学習評価について

### 1 授業改善に当たって

#### 【 授業改善のための3本柱 】

シラバスの改善・充実

生徒による授業評価の実施

授業研究・授業公開の推進

#### 3本柱を有機的に結び付けた「授業改善」の進め方の例

教育課程の編成

Plan シラバス（授業計画）の作成・配布

\*生徒が主体的に学習計画を立て、意欲をもって学習に取り組めるよう、各教科等の授業の目標・学習内容・学習方法・評価方法を生徒・保護者に十分説明する。

Do 授業実践



- 日々の授業をきめ細かく見直す。
- 各授業・各単元の評価については、観点別の評価規準を設定して分析的な評価を行い、指導に生かす。

\*4観点を意識した授業は、必ず授業改善につながる。

Check

#### ● 多面的な授業評価

Check ①～③を組み合わせ、多面的に授業を評価して改善につなげる。

Check ① 生徒による授業評価

指導方法等の見直し ← 問題点の把握 ← 評価結果の分析 ←

Check ② 授業研究（研究協議を実施 → 研究授業に対する教員等による授業評価）

指導方法等の見直し ← 問題点の把握 ← 評価結果の分析 ←

- 学習指導案には、必ず観点別評価の項目を入れる。
- シラバスどおりに授業が実施されているかをチェックする。
- 初任者研修・10年経験者研修等との連携を図る。

\*研究授業時に、生徒と教員の授業評価を同時に実施すると評価の客観性が高まる。  
\*担当教科以外の授業参観も有効な方法となる。

Check ③ 授業公開（保護者・地域・他校種教員等による外部評価）

指導方法等の見直し ← 問題点の把握 ← 評価結果の分析 ←

- 近隣の高校や他校種の学校にも案内をし、幅広い視点からの意見を参考にして、授業改善を進める。

Action Checkで明らかとなった課題の解決策の検討を実施  
(教科会議・校内研修会等の開催)

Plan 指導方法の見直し

Do 授業実践

#### ● 改善効果の点検・検証



Check ①～③ 生徒、自校・他校の教員、保護者等による授業評価

Action 成果と課題のまとめ → 次年度の指導計画の検討

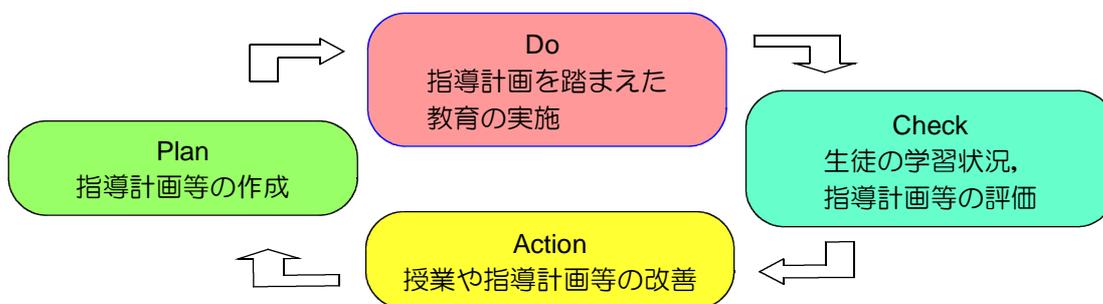
## 2 学習評価

### 評価の機能

- 生徒一人ひとりのよさや可能性を評価し、多様な学力に気付かせ、豊かな自己実現に役立てる。
- 各学年、各教科等の教育目標を実現するために、学校や教員が、指導計画や指導方法、教材、学習活動等を振り返り、よりよい指導に役立てる。

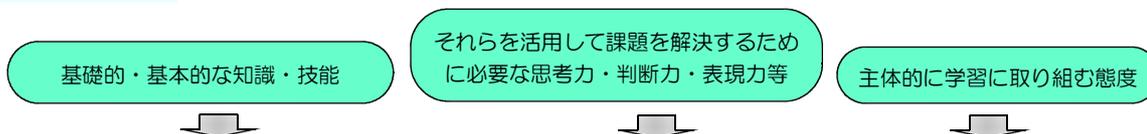
### 指導と評価の一体化

評価は、生徒にとって自分の学習に対する成果を見つめ直し、今後の学習をより一層充実させるための指標となるものであり、後の学習支援に生かしてこそ意味があるものとなる。つまり指導と評価は別物でなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である。このことを具体的に示すと、次のような指導と評価のサイクルとなる。



### 評価の観点

#### <学力の3つの要素> (学校教育法第30条第2項)



知識・理解	技能	思考・判断・表現	関心・意欲・態度
各教科において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているか。	各教科において習得すべき技能を身に付けているか。	それぞれの教科の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付けているか。	各教科の学習内容に関心をもち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を身に付けているか。

\*平成25年度から適用

### 評価の留意事項

- 総括的な評価のみではなく、分析的な評価、記述的な評価も工夫すること。
- 評価の場面は学習後だけでなく、学習の過程における評価も大切であり、それを適切に組み入れるよう工夫すること。
- 学期末や学年末だけでなく、目的に応じ、単元ごと、単位時間ごとなど適切に設定するよう工夫すること。
- 評価の方法は、ペーパーテストのほか、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポート等を用い、その選択・組合せを工夫すること。